

○経済産業省令第四十九号

特許法（昭和三十四年法律第二百一十一号）第四十三条第五項の規定に基づき、並びに同法、実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）及び意匠法（昭和三十四年法律第二百五号）を実施するため、特許法施行規則等の一部を改正する省令を定める。

令和二年五月二十日

経済産業大臣 梶山 弘志

特許法施行規則等の一部を改正する省令

（特許法施行規則の一部改正）

第一条 特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後

改正前

(パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出)

第二十七条の三の三 「略」

2 特許法第四十三条第五項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。

「削る」

(パリ条約による優先権等の主張の証明書の提出)

第二十七条の三の三 「略」

2 特許法第四十三条第五項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の経済産業省令で定める場合は、次のとおりとする。

一 特許出願人が、大韓民国又は欧州特許付与に関する条約の締約国（欧州特許付与に関する条約第四条に規定する欧州特許庁（以下「欧州特許庁」という。）に対し出願に係る書

「削る」

類を提出した場合に限る。以下この項において同じ。）にした出願に基づき特許法第四十条第一項又は第四十三条の二第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願をした場合

二 特許法第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた出願と同一の出願に基づきパリ条約第四十条D(1)の規定による優先権を主張して欧州特許付与に関する条約の締約国に出願をした場合において、当該パリ条約第四十条D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願の出願人が同法第四十三条第二項（同法第四十三条の

二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類と同一の書類を欧州特許庁に提出した場合又は欧州特許庁に次に掲げる国若しくは国際機関から同法第四十三条第二項（同法第四十三条の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項と同一の事項の提供を受けるよう求め、かつ、欧州特許庁がその求めに応じて当該事項の提供を受けた場合

イ 当該優先権の主張の基礎とされた出願をした国

ロ アメリカ合衆国

ハ 世界知的所有権機関（世界知的所有権機

一 特許法第四十三條第一項、第四十三條の二第一項又は第四十三條の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張の基礎とされ

関を設立する条約第一条の世界知的所有権機関をいう。以下この項において同じ。）

二 イからハまでに掲げるもののほか、特許法第四十三條第二項（同法第四十三條の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項と同一の事項を同法第四十三條第五項に規定する電磁的方法（以下「電磁的方法」という。）により欧州特許庁に提供することができ
る国又は国際機関

三 特許法第四十三條第一項、第四十三條の二第一項又は第四十三條の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張の基礎とされ

た出願の出願人が、当該出願をした国に対し、同法第四十三条第二項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項を同法第四十三条第五項に規定する電磁的方法（以下「電磁的方法」という。）により特許庁長官に提供するための申出をした場合（特許庁長官が電磁的方法により同法第四十三条第二項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）

た出願の出願人が、当該出願をした国に対し、同法第四十三条第二項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するための申出をした場合（特許庁長官が電磁的方法により同法第四十三条第二項（同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項の提供を受

る場合を含む。)に規定する書類に記載されている事項の提供を受けようとする際に、当該事項の提供を受けることができる旨の確認ができた場合に限る。)

二 特許法第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた出願と同一の出願に基づきパリ条約第四条D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願をパリ条約の同盟国にした場合において、当該パリ条約第四条D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願の出願人が、当該優先権の主張を伴う出願をした国に対し、同法第四十三条第二項(同法第四十三条の二第二項にお

けようとする際に、当該事項の提供を受けることができる旨の確認ができた場合に限る。)

四 特許法第四十三条第一項又は第四十三条の二第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた出願と同一の出願に基づきパリ条約第四条D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願をパリ条約の同盟国にした場合において、当該パリ条約第四条D(1)の規定による優先権の主張を伴う出願の出願人が、当該優先権の主張を伴う出願をした国に対し、同法第四十三条第二項(同法第四十三条の二第二項にお

いて準用する場合を含む。)に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により世界知的所有権機関(世界知的所有権機関を設立する条約第一条の世界知的所有権機関をいう。)を通じて特許庁長官に提供するための申出をした場合(特許庁長官が電磁的方法により同法第四十三条第二項(同法第四十三条の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する書類に記載されている事項の提供を受けようとする際に、当該事項の提供を受けることができる旨の確認ができた場合に限る。)

3

特許法第四十三条第五項(同法第四十三条の

いて準用する場合を含む。)に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により世界知的所有権機関を通じて特許庁長官に提供するための申出をした場合(特許庁長官が電磁的方法により同法第四十三条第二項(同法第四十三条の二第二項において準用する場合を含む。)に規定する書類に記載されている事項の提供を受けようとする際に、当該事項の提供を受けることができる旨の確認ができた場合に限る。)

3

特許法第四十三条第五項(同法第四十三条の

二第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）の經濟産業省令で定める事項は、同法第四十三條第一項、第四十三條の二第一項又は第四十三條の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張の基礎とした出願の番号及び出願の区分、同法第四十三條第二項（同法第四十三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコード並びに同

二第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）の經濟産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 特許法第四十三條第一項、第四十三條の二第一項又は第四十三條の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張の基礎とした出願の番号

二 前項第二号に規定する場合には、前号に規定する事項のほか、特許法第四十三條第二項（同法第四十三條の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に

法第四十三條第二項（同法第四十三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国又は国際機関の名称とする。

提供する国の国名又は国際機関の名称及びその国又は国際機関においてした出願の番号

三 前項第三号又は第四号に規定する場合には、第一号に規定する事項のほか、特許法第四十三條第一項、第四十三條の二第一項又は第四十三條の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張の基礎とした出願の区分、同法第四十三條第二項（同法第四十三條の二第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセ

4 5 6 「略」

(発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手續等)

第二十七条の四 「略」

2 3 4 「略」

5 特許法第四十三条第五項 (同法第四十三条の

スコード及び同法第四十三条第二項 (同法第四十三条の二第二項 (同法第四十三条の第三項において準用する場合を含む。) 及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。) に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国又は国際機関の名称

4 5 6 「略」

(発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手續等)

第二十七条の四 「略」

2 3 4 「略」

5 特許法第四十三条第五項 (同法第四十三条の

二第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）の規定により第二十七條の三の三第三項に掲げる事項を記載した書面を提出しようとする者は、その特許出願の願書に当該事項を記載して当該書面の提出を省略することができる。その者が、優先権主張書面に当該事項を記載したときも同様とする。

（先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願をする場合の手續等）

第二十七條の十 「略」

2 4 「略」

二第二項（同法第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）及び第四十三條の三第三項において準用する場合を含む。）の規定により第二十七條の三の三第三項各号に掲げる事項を記載した書面を提出しようとする者は、その特許出願の願書に当該事項を記載して当該書面の提出を省略することができる。その者が、優先権主張書面に当該事項を記載したときも同様とする。

（先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願をする場合の手續等）

第二十七條の十 「略」

2 4 「略」

5 特許法第三十八条の三第一項に規定する方法により特許出願をした者は、先の特許出願の認
証謄本若しくはこれに相当するものを特許庁長
官に既に提出済みである場合、特許法第四十三
条第五項（同法第四十三条の二第二項（同法第
四十三条の三第三項において準用する場合を含
む。）及び第四十三条の三第三項において準用
する場合を含む。）に規定する書面の特許庁長
官に既に提出済みである場合（第二十七条の四
第五項の規定により第二十七条の三の三第三項
に掲げる事項を記載した書面の提出を省略した
場合を含む。）又は先の特許出願が日本国にお
いてしたものである場合にあつては、前項の規

5 特許法第三十八条の三第一項に規定する方法により特許出願をした者は、先の特許出願の認
証謄本若しくはこれに相当するものを特許庁長
官に既に提出済みである場合、特許法第四十三
条第五項（同法第四十三条の二第二項（同法第
四十三条の三第三項において準用する場合を含
む。）及び第四十三条の三第三項において準用
する場合を含む。）に規定する書面の特許庁長
官に既に提出済みである場合（第二十七条の四
第五項の規定により第二十七条の三の三第三項
各号に掲げる事項を記載した書面の提出を省略
した場合を含む。）又は先の特許出願が日本国
においてしたものである場合にあつては、前項

定にかかわらず、先の特許出願の認証謄本の提出を省略することができる。

6・7 「略」

(明細書又は図面の一部の記載が欠けている場合の手続等)

第二十七条の十一 「略」

2～8 「略」

9 第七項の規定により優先権主張基礎出願の写しを提出すべき者は、当該優先権主張基礎出願の写し若しくはこれに相当するものを特許庁長官に既に提出済みである場合、特許法第四十三条第五項(同法第四十三条の二第二項(同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む

の規定にかかわらず、先の特許出願の認証謄本の提出を省略することができる。

6・7 「略」

(明細書又は図面の一部の記載が欠けている場合の手続等)

第二十七条の十一 「略」

2～8 「略」

9 第七項の規定により優先権主張基礎出願の写しを提出すべき者は、当該優先権主張基礎出願の写し若しくはこれに相当するものを特許庁長官に既に提出済みである場合、特許法第四十三条第五項(同法第四十三条の二第二項(同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む

む。)及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)に規定する書面を特許庁長官に既に提出済みである場合(第二十七条の四第五項の規定により第二十七条の三の三第三項に掲げる事項を記載した書面の提出を省略した場合を含む。)又は当該優先権主張基礎出願が日本国においてした特許出願若しくは実用新案登録出願である場合にあつては、第七項の規定にかかわらず、当該優先権主張基礎出願の写しの提出を省略することができる。

10
12 [略]

様式第13

[略]

む。)及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)に規定する書面を特許庁長官に既に提出済みである場合(第二十七条の四第五項の規定により第二十七条の三の三第三項に掲げる事項を記載した書面の提出を省略した場合を含む。)又は当該優先権主張基礎出願が日本国においてした特許出願若しくは実用新案登録出願である場合にあつては、第七項の規定にかかわらず、当該優先権主張基礎出願の写しの提出を省略することができる。

10
12 [略]

様式第13

[略]

[備考]

1～9 [略]

- 10 図又は化学式、数式、表若しくは日本産業規格 X 0208号 (平成24年) (情報交換用漢字符号系。以下「日本産業規格 X 0208号」という。)に定められている文字以外の文字 (以下「化学式等」という。)を「【補正の内容】」中に記載する場合は、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならず、1の番号を付した図又は化学式等を複数ページに記載してはならない。

11～21 [略]

様式第26 (第23条関係)

[備考]

1～9 [略]

- 10 図又は化学式、数式、表若しくは日本工業規格 X 0208号 (平成9年) (情報交換用漢字符号系。以下「日本工業規格 X 0208号」という。)に定められている文字以外の文字 (以下「化学式等」という。)を「【補正の内容】」中に記載する場合は、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならず、1の番号を付した図又は化学式等を複数ページに記載してはならない。

11～21 [略]

様式第26 (第23条関係)

[略]

[備考]

1～27 [略]

28 第27条の4第3項の規定により、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国・地域名】」及び「【出願日】」を設けて、国・地域名及び出願日に記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するとき

[略]

[備考]

1～27 [略]

28 第27条の4第3項の規定により、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国・地域名】」及び「【出願日】」を設けて、国・地域名及び出願日に記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するとき

は、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。第27条の4第5項の規定により、第27条の3の3第3項に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【出願の区分】」及び「【アクセスコード】」を設けて、それぞれ、優先権の主張の基礎とした出願の区分（「特許」、「実用新案登録」等の別）及び特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコードを記載し、その次に「【優

は、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。第27条の4第5項の規定により、第27条の3の3第3項第1号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときも同様とする。また、第27条の4第5項の規定により、第27条の3の3第3項第2号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「優先権証明書提供国（機関）」及び「提供国（機関）における出願の番号」を設けて、特許法第43条第2項に規定する書類

先権証明書提供国（機関）】」を設けて同項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名を記載し、又は「世界的所有権機関」と記載する。なお、２以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名又は国際機関の名称及びその国又は国際機関においてした出願の番号を記載し、第27条の3の3第3項第3号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【出願の区分】」及び「【アクセスコード】」を設けて、それぞれ、優先権の主張の基礎とした出願の区分（「特許」、「実用新案登録」等の別）及び特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するため

のアクセスコードを記載し、その次に「【優先権証明書提供国（機関）】」を設けて特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名を記載し、又は「世界的所有権機関」と記載する。なお、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【パリ条約による優先権等の主張】

【国・地域名】

【出願日】

【出願番号】

【パリ条約による優先権等の主張】

【国・地域名】

【出願日】

【出願番号】

(【出願の区分】)

(【アクセスコード】)

(【優先権証明書提供国 (機関)】)

[削る]

【パリ条約による優先権等の主張】

【国・地域名】

【出願日】

【出願番号】

(【出願の区分】)

(【アクセスコード】)

(【優先権証明書提供国 (機関)】)

[削る]

(【出願の区分】)

(【アクセスコード】)

(【優先権証明書提供国 (機関)】)

(【提供国 (機関) における出願の番号

】)

【パリ条約による優先権等の主張】

【国・地域名】

【出願日】

【出願番号】

(【出願の区分】)

(【アクセスコード】)

(【優先権証明書提供国 (機関)】)

(【提供国 (機関) における出願の番号

12

29～41 [略]

様式第36の2 (第27条の4関係)

[略]

[備考]

- 1 特許法第43条第1項、第43条の2第1項
(同法第43条の3第3項において準用する
場合を含む。) 又は同法第43条の3第1項
若しくは第2項の規定による優先権を主張
しようとするときは、「【優先権の主張】
」の欄には、「【パリ条約による優先権等
の主張】」の欄を設け、その欄に「【国・
地域名】」及び「【出願日】」の欄を設け

29～41 [略]

様式第36の2 (第27条の4関係)

[略]

[備考]

- 1 特許法第43条第1項、第43条の2第1項
(同法第43条の3第3項において準用する
場合を含む。) 又は同法第43条の3第1項
若しくは第2項の規定による優先権を主張
しようとするときは、「【優先権の主張】
」の欄には、「【パリ条約による優先権等
の主張】」の欄を設け、その欄に「【国・
地域名】」及び「【出願日】」の欄を設け

て、国・地域名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。第27条の4第5項の規定により、第27条の3の3第3項に規定する事項を記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【出願の区分】」及び「【アクセスコード】」の欄を設けて、それぞれ、優先権の主張の基礎とした出願の区分（「特許」、「実用新案登録」等の別）及び特許法第43条第2項に規定する書類に記載され

て、国・地域名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。第27条の4第5項の規定により、第27条の3の3第3項第1号に規定する事項を記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは同様とする。また、第27条の4第5項の規定により、第27条の3の3第3項第2号に規定する事項を記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【優先権証明書提供国（機関）】」及

ている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコードを記載し、その次に「【優先権証明書提供国（機関）】」の欄を設けて同項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名を記載し、又は「世界的所有権機関」と記載する。なお、追加する優先権の主張が2以上となるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

び「【提供国（機関）における出願の番号】」の欄を設けて、特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名又は国際機関の名称及びその国又は国際機関においてした出願の番号を記載し、第27条の3の3第3項第3号に規定する事項を記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【出願の区分】」及び「【アクセスコード】」の欄を設けて、それぞれ、優先権の主張の基礎とした出願の区分（「特許」、「実用新案登録」等の別）及び特許法第

43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコードを記載し、その次に「【優先権証明書提供国（機関）】」の欄を設けて特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名を記載し、又は「世界的所有権機関」と記載する。なお、追加する優先権の主張が2以上となるときは、次のように欄を繰り返して設けて記載する。

【パリ条約による優先権等の主張】

【国・地域名】

【パリ条約による優先権等の主張】

【国・地域名】

【出願日】

【出願番号】

(【出願の区分】)

(【アクセスコード】)

(【優先権証明書提供国 (機関)】)

[削る]

【パリ条約による優先権等の主張】

【国・地域名】

【出願日】

【出願番号】

(【出願の区分】)

(【アクセスコード】)

【出願日】

【出願番号】

(【出願の区分】)

(【アクセスコード】)

(【優先権証明書提供国 (機関)】)

(【提供国 (機関) における出願の番号

】

【パリ条約による優先権等の主張】

【国・地域名】

【出願日】

【出願番号】

(【出願の区分】)

(【アクセスコード】)

<p>(【優先権証明書提供国(機関)】)</p> <p>【削る】</p> <p>また、当該優先権の主張が同法第43条の2第1項(同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定によるものであるときは、「【優先権の主張】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法第43条の2第1項(同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による優先権の主張」と記載する。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(【優先権証明書提供国(機関)】)</p> <p><u>【提供国(機関)における出願の番号】</u></p> <p><u>12</u></p> <p>また、当該優先権の主張が同法第43条の2第1項(同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定によるものであるときは、「【優先権の主張】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「特許法第43条の2第1項(同法第43条の3第3項において準用する場合を含む。)の規定による優先権の主張」と記載する。</p> <p>2・3 [略]</p>
--	--

備考 表中の「」の記載は注記である。

(実用新案法施行規則の一部改正)

第二条 実用新案法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
様式第1 (第1条の2関係) [略] [備考]	様式第1 (第1条の2関係) [略] [備考]

1～29 [略]

30 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第3項の規定により、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国・地域名】」及び「【出願日】」を設けて、国・地域名及び出願日に記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番

1～29 [略]

30 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第3項の規定により、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国・地域名】」及び「【出願日】」を設けて、国・地域名及び出願日に記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番

号】」の欄を設けて、その番号を記載する
。第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第5項の規定により、第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の3の3第3項に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【出願の区分】」及び「【アクセスコード】」を設けて、それぞれ、優先権の主張の基礎とした出願の区分（「特許」、「実用新案登録」等の別）及び実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている

号】」の欄を設けて、その番号を記載する
。第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第5項の規定により、第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の3の3第3項第1号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは同様とする。また、第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第5項の規定により、第23条第2項において準用する特許法規則第27条の3の3第3項第2号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願

事項を電磁的方法により特許庁長官に提供
するためのアクセスコードを記載し、その
次に「【優先権証明書提供国（機関）】」
を設けて同項に規定する書類に記載されて
いる事項を電磁的方法により特許庁長官に
提供する国の国名を記載し、又は、「世界
知的所有権機関」と記載する。なお、2以
上の優先権を主張しようとするときは、次
のように欄を繰り返し設けて記載する。

番号】」の次に「【優先権証明書提供国（
機関）】」及び「【提供国（機関）におけ
る出願の番号】」を設けて、実用新案法第1
1条第1項において準用する特許法第43条第
2項に規定する書類に記載されている事項
を電磁的方法により特許庁長官に提供する
国の国名又は国際機関の名称及びその国又
は国際機関においてした出願の番号を記載
し、第23条第2項において準用する特許法
施行規則第27条の3の3第3項第3号に規
定する事項を願書に記載して当該事項を記
載した書面の提出を省略するときは、「【
出願番号】」の次に「【出願の区分】」及

び「【アクセスコード】」を設けて、それぞれ、優先権の主張の基礎とした出願の区分（「特許」、「実用新案登録」等の別）及び実用新案法第11条において準用する特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコードを記載し、その次に「【優先権証明書提供国（機関）】」を設けて特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名を記載し、又は、「世界的所有権機関」と記載する。なお、2以上の優先権を主張

しようにするとき、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【パリ条約による優先権等の主張】

【パリ条約による優先権等の主張】

【国・地域名】

【国・地域名】

【出願日】

【出願日】

【出願番号】

【出願番号】

(【出願の区分】)

(【出願の区分】)

(【アクセスコード】)

(【アクセスコード】)

(【優先権証明書提供国 (機関)】)

(【優先権証明書提供国 (機関)】)

[削る]

(【提供国 (機関) における出願の番号

】

【パリ条約による優先権等の主張】

【パリ条約による優先権等の主張】

【国・地域名】

【国・地域名】

<p>【出願日】</p> <p>【出願番号】</p> <p>（【出願の区分】）</p> <p>（【アクセスコード】）</p> <p>（【優先権証明書提供国（機関）】）</p> <p>【削る】</p> <p>31～40 [略]</p>	<p>【出願日】</p> <p>【出願番号】</p> <p>（【出願の区分】）</p> <p>（【アクセスコード】）</p> <p>（【優先権証明書提供国（機関）】）</p> <p>（【<u>提供国（機関）における出願の番号</u>】）</p> <p><u>12</u></p> <p>31～40 [略]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（意匠法施行規則の一部改正）

第三条 意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(特許法施行規則の準用)</p> <p>第十九条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 特許法施行規則第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、<u>第二十七条の三の三第一項、第二項第一号、第三項、第四項及び第六項、第二十七条の四第一項及び第三項から第五項まで、第二十八条から第二十八条の三まで、第二</u></p>	<p>(特許法施行規則の準用)</p> <p>第十九条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 特許法施行規則第二十六条、第二十七条第一項から第三項まで、<u>第二十七条の三の三第一項、第二項第三号、第三項第一号及び第三号、第四項並びに第六項、第二十七条の四第一項及び第三項から第五項まで、第二十八条から第二十</u></p>

十九条、第三十条並びに第三十一条第二項（信託、持分の記載等、パリ条約による優先権等の主張の証明書提出、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手續等、特許出願の番号の通知、特許出願の放棄、特許出願の取下げ、協議が成立した旨の特許公報への掲載、特許出願の分割をする場合の補正及び提出書面の省略）の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三項中「特許法第九十五条第五項」とあるのは「意匠法第六十七条第四項」と、「ただし、当該証明する書面については、特許庁長官がその提出の必要がないと認めるとき

八条の三まで、第二十九条、第三十条並びに第三十一条第二項（信託、持分の記載等、パリ条約による優先権等の主張の証明書提出、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする場合の手續等、特許出願の番号の通知、特許出願の放棄、特許出願の取下げ、協議が成立した旨の特許公報への掲載、特許出願の分割をする場合の補正及び提出書面の省略）の規定は、意匠登録出願に準用する。この場合において、特許法施行規則第二十七条第三項中「特許法第九十五条第五項」とあるのは「意匠法第六十七条第四項」と、「ただし、当該証明する書面については、特許庁長官がその提出の必要

は、これを省略させることができる。」とあるのは「この場合において、既に特許庁に証明する書面を提出した者は、その事項に変更がないときは、当該証明する書面の提出を省略することができる。」と、第二十七条の三の三第六項第二号ただし書中「同法第四十三条第七項」とあるのは「意匠法第十五条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第二項」と、第二十七条の四第四項中「、同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による」とあるのは「若しくは第四十三条の三第一項若しくは第二

がないと認めるときは、これを省略させることができる。」とあるのは「この場合において、既に特許庁に証明する書面を提出した者は、その事項に変更がないときは、当該証明する書面の提出を省略することができる。」と、第二十七条の三の三第六項第二号ただし書中「同法第四十三条第七項」とあるのは「意匠法第十五条第一項において読み替えて準用する特許法第四十三条第二項」と、第二十七条の四第四項中「、同法第四十三条の二第二項（同法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による」とあるのは「若しくは第四十三条の三

項又はジュネーブ改正協定第六条(1)(a)の規定による」と読み替えるものとする。

4～9 [略]

様式第2 (第2条関係)

[略]

[備考]

1～32 [略]

33 第19条第3項において準用する特許法施行規則第27条の4第3項の規定により、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を

第一項若しくは第二項又はジュネーブ改正協定第六条(1)(a)の規定による」と読み替えるものとする。

4～9 [略]

様式第2 (第2条関係)

[略]

[備考]

1～32 [略]

33 第19条第3項において準用する特許法施行規則第27条の4第3項の規定により、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を

省略するときは、「【代理人】」（備考30）に該当する場合にあつては、「【秘密にすることを請求する期間】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国・地域名】」及び「【出願日】」を設けて、国・地域名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。また、第19条第3項において準用する特許法施行規則第27条の4第5項の規定により、同規則第27条の3の3第3項に規定する事

省略するときは、「【代理人】」（備考30）に該当する場合にあつては、「【秘密にすることを請求する期間】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国・地域名】」及び「【出願日】」を設けて、国・地域名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。また、第19条第3項において準用する特許法施行規則第27条の4第5項の規定により、特許法施行規則第27条の3の3第3項第1

項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【出願の区分】」及び「【アクセスコード】」を設けて、それぞれ、優先権の主張の基礎とした出願の区分（「意匠登録」、「実用新案登録」等の別）及び意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコードを記載し、その次に「【優先権証明書提供国（機関）】」を設けて同項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁

号及び第3号に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【出願の区分】」及び「【アクセスコード】」を設けて、それぞれ、優先権の主張の基礎とした出願の区分（「意匠登録」、「実用新案登録」等の別）及び意匠法第15条第1項において準用する特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコードを記載し、その次に「【優先権証明書提供国（機関）】」を設けて同項に規定する書類に記載されている事項

<p>長官に提供する国の国名を記載し、又は「世界知的所有権機関」と記載する。なお、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。</p> <p>【略】</p> <p>34～46 【略】</p>	<p>を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名を記載し、又は「世界知的所有権機関」と記載する。なお、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。</p> <p>【略】</p> <p>34～46 【略】</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和二年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行前にした特許出願、実用新案登録出願、又は意匠登録出願については、なお従前の例による。